被保険者
家　族

療養費支給申請書

記入方法については裏面の注意事項をご覧のうえご記入ください。

被保険者が記入するところ

① 被保険者等記号番号	記号 9999 番号 99999	② 事業所の名称	株式会社　○×出版社	
③ 被保険者（申請者）	氏　名　健保　太郎	生年月日	(昭和)・平成　53 年　1 月　1 日（47 歳）	
住　所	〒 101　－　8304 千代田区神田駿河台１－７			
電話番号（日中の連絡先）	090　（　××××　）××××

⑱ 領収（診療）明細書

患者氏名		傷病名	

				摘要
11 初診	時間外・休日・深夜	回	点	
12 再診	再診	×	回	
	時間外	×	回	
	休日	×	回	
	外来管理加算	×	回	
	深夜	×	回	
13 医学管理				
14 在宅	往診		回	
	夜間		回	
	深夜・緊急		回	
	在宅患者訪問診療		回	
	その他			
	薬剤			
20 投薬	内服		単位	
	屯服		単位	
	外用		単位	
	調剤		日	
	麻毒		日	
	調基			
30 注射	皮下筋肉内		回	
	静脈内		回	
	その他		回	
40 処置			回	
	薬剤			
50 手術			回	
	薬剤			
60 検査			回	
	薬剤			
70 画像診断			回	
	薬剤			
80 その他	処方せん		回	
	薬剤			
入院	入院年月日	年 月 日		
	病診衣	入院料	点	
		×	日間	
		×	日間	
		×	日間	
		入院時医学管理料		
		×	日間	
		×	日間	
		×	日間	
	特定入院料・その他			
食事	基準	円×	回	
		円×	回	
		円×	回	
合計				

領収金額

円

上記のとおり領収（診療）いたしました。

令和 年 月 日

保険医療機関の住所及び名称 〒

保険医氏名

⑲欄は、会社を退職して資格を喪失した方のみご記入ください。

⑲振込先			
金融機関	銀行 / 信用金庫 / 信用組合 本店 / 支店	口座番号	
		フリガナ	
預金種別	普通・当座	口座名義人	

社会保険労務士の提出代行者	

個人番号												

※個人番号が記載された申請書を事業主経由で提出する場合、「委任状などの代理権が確認できる書類」、「代理人の身元確認書類」等の添付が必要になります。

記号・番号を記載した場合は個人番号の記載は不要です。

◎「診療報酬明細書（レセプト）」と「領収証書（原本）」を添付できない場合には「領収（診療）明細書」に医療機関で記入・捺印してもらってください。

注意事項

●記入について

1. ①欄は（1）マイナポータル、(2) 資格情報のお知らせ、(3) 資格確認書（健康保険証）のいずれかで確認して記入してください。
2. ④欄の続柄は詳しく記入してください。（例：長男・二男・長女・二女・養子・義父・義母等）。
3. 負傷（ケガ）の場合は、⑦の欄に、負傷（ケガ）した場所や誰と何をしている時等を詳しく記入してください。
4. 診療を受けたのでなく薬剤の支給だけを受けた場合と医師以外の者から手当てを受けた場合は、⑨⑩⑪⑫⑬の欄は、そのように読み替えてください。
5. 装具・治療用眼鏡・弾性着衣の申請の場合、⑫欄には領収書の日付、⑬欄には領収書の金額を記入してください。
6. ⑯欄は被保険者（申請者）の署名を、⑰欄は事業所の受領代理人の署名を必ずしてください。
7. ⑲欄は退職後（任意継続、特例退職被保険者の方を含む）の請求である場合に振込先（銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人）を記入してください。（委任状欄を記入する必要はありません。）

●医師の方へ

すでに、申請の対象となる費用について領収証書を発行しているときは「領収」の字句を消し、「診療明細書」として所定の事項を記入してください。

●添付書類について

自費で治療を受けたとき

・診療報酬明細書（レセプト）・調剤報酬明細書（レセプト）の原本
・領収書の原本

医療機関ごと、診察月ごと、個人ごとにそれぞれ申請が必要です。

出版健保加入後に以前の保険証を使用したことにより医療費の返還を求められ支払ったとき

・前保険者から送付された診療報酬明細書（レセプト）・調剤報酬明細書（レセプト）の原本（未開封でご提出ください）
・前保険者に医療費を返還した際の領収書の原本

医療機関ごと、診察月ごと、個人ごとにそれぞれ申請が必要です。

治療用装具を装着したとき

・治療のため装具が必要であり（指示日）、また装着を確認したこと（装着日）が記載された医師の証明書または意見書等の原本
・領収書の原本とその明細書の原本

※靴型装具の申請の場合は、当該装具の写真（２方向（上１枚・横１枚）から撮影した写真、またはカラープリントも可）。

※装具には耐用年数が設定されているため、原則として耐用年数以内の紛失・破損による再購入や修理費用は支給対象外となります。

小児用の治療用眼鏡を作成したとき

・医師の「治療用眼鏡等」の作成指示書の写し（傷病名が記載されたもの）
・検査結果
・領収書の原本

弾性着衣を購入したとき（広範なリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍（乳がん・子宮がん等）の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の治療または、原発性の四肢のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とするとき

・医師の弾性着衣等装着指示書の原本
・領収書の原本と明細書の原本

「柔道整復師の施術」「あんま、マッサージの施術」「はり、きゅうの施術」を受けたとき

・施術内容のわかるもの
「柔道整復師施術療養費支給申請書」、「はりきゅう用・あんまマッサージ用療養費申請書」等
・領収書の原本
・医師の同意書

施術所ごと、診察月ごと、個人ごとにそれぞれ申請が必要です。

その他

輸血（生血の血液購入代）、臓器等の搬送に要した費用（最も経済的な経路・方法で算定した額から自己負担割合を乗じて得た額を控除した額。実際に支払った額が算定額に満たなければ、実際に支払った額から自己負担割合を乗じて得た額を控除した額）。

・利用した交通機関や経路、料金、人数などが確認できる明細書等
・領収書の原本

海外で病気やけがをしたとき（海外療養費）

・領収書の原本
・診療内容のわかる明細書の原本
・旅券（パスポート）その他、渡航した確認のできる書類の写し
・海外の診療内容について、健保組合が海外の医療機関に対し、照会することができる同意書
・領収書、明細書等の日本語翻訳文

医療機関ごと、診察月ごと、個人ごとにそれぞれ申請が必要です。